平成30年度　第1四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃（株）　濃縮・埋設事業所　加工施設

作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年6月11日	服部 佐藤 本間 田中 石井 上野 山中	各職位	平成30年度第1回保安検査において、以下の指摘を行った。 〇事業者対応方針等の履行の実施状況 ・対応方針4の活動について 　安全・品質本部により選定された根本原因分析チームは、対応方針3を策定する原因となった、JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でなかったことを対象に根本原因分析を実施すべきところ、対応方針3に基づき実施した対策が機能しなかったことに対して分析を行っていたことから、安全・品質本部は、事業者対応方針に基づく分析対象に対して根本原因分析を実施すること。 　また、安全・品質改革委員会は、報告書の内容についてコメントしているものの、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して認識がなかったことから、目的に沿って適切な審議が行えるよう、必要な改善を図ること。 （各施設共通事項）	平成30年9月19日	平成30年度第1回保安検査での「対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析ができていない」との指摘及び安全・品質改革委員会での「背後要因の深掘りが不十分なため、もっと詳細に分析すること」という意見を踏まえ、根本原因分析チームは対応方針3の安全・品質本部に関する根本原因分析を再度実施したことを確認した。さらに安全・品質改革委員会の事務局は、安全・品質改革委員会の運営マニュアルを改正し、安全・品質改革委員会での審議項目について、議論の冒頭に論点を確認する運用としたことを確認した。＜本件完了＞

平成30年度　第1四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃（株）　濃縮・埋設事業所　加工施設

作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
				なし		

平成30年度　第1四半期　指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社　再処理事業所再処理施設

作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年6月11日	服部 田中 上野 本間 石井 山中	各職位	平成30年度第1回保安検査において、以下の指摘を行った。 〇事業者対応方針等の履行の実施状況 ・資料4：全社としての改善の取り組みの強化Jの事業者対応方針に関して 　安全・品質本部により選定された根本原因分析チームは、対応方針3を策定する原因となった、JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でなかったことを対象に根本原因分析を実施すべきところ、対応方針3に基づき実施した対策が機能しなかったことに対して分析を行っていたことから、安全・品質本部は、事業者対応方針に基づく分析対象に対して根本原因分析を実施すること。 　また、安全・品質改革委員会は、報告書の内容についてコメントしているものの、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して認識がなかったことから、目的に沿って適切な審議が行えるよう、必要な改善を図ること。 （各施設共通事項）	平成30年9月19日	平成30年度第1回保安検査での「対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析ができていない」との指摘及び安全・品質改革委員会での「背後要因の深掘りが不十分なため、もっと詳細に分析すること」という意見を踏まえ、根本原因分析チームは対応方針3の安全・品質本部に関する根本原因分析を再度実施したことを確認した。さらに安全・品質改革委員会の事務局は、安全・品質改革委員会の運営マニュアルを改正し、安全・品質改革委員会での審議項目について、議論の冒頭に論点を確認する運用としたことを確認した。＜本件完了＞
				・資料3：JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点への事業者対応方針に関して 　再処理事業部は、事業者対応方針に基づく特別な体制において、作業者の被災を想定していなかったこと自体の原因の特定、再発防止策をとらずに調査項目を抽出したこと、全社水平展開委員会から「火災・爆発等を考慮することが必要な物質はないか確認すること。」とのコメントを受け、かつ、全社監視チームから「現場を所管する施設課の確認をとること。」の提言を受け、施設課から「火災・爆発事故等の二次災害を想定しておくべきではないか」との意見を受けていたにも関わらず、特別な体制下において、調査を不要と判断をしたことにより調査範囲を限定的にしたこと等、不適切な事例が確認された。これらを踏まえ、再度、再処理事業部は、特別な体制下での活動を振り返り、特別な体制下のあるべき姿とのギャップを埋めるための改善を行うこと。 （再処理施設及び廃棄物管理施設共通事項）	平成30年9月19日	リスク抽出に係る業務の計画が不明確であったこと、特別な体制において技術的に取りまとめる部門が不足していたこと等を原因とし、リスク抽出の業務の計画を明確に定めること、技術的に取りまとめる部署を定めること等を対策として策定したこと、また、事業部幹部が出席する事業者対応方針の進捗を確認するフォローアップ会議で、実施状況を確認していくことを「フォローアップ会議　議事録」等により確認した。＜本件完了＞

平成30年度　第1四半期　指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社　再処理事業所再処理施設　　作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
				・資料1：「平成29年度第2回保安検査（再処理施設）における指摘事項に係る事業者対応方針」に関して 　平成30年3月1日に発生した配管ピットA系への雨水浸入を踏まえた恒久対策工事の効果の確認のための散水試験の実施計画は雨水対応会議において審議、承認され、散水試験は実施計画に添付された作業要領書に基づき、同年5月14日に実施された。 この散水試験を現場立会い確認したところ、ユーティリティ課は作業要領書に記載の試験方法が散水試験計画書で定めた散水方法や散水実施箇所を満足できないことに気付き、散水試験を中断した。 平成29年度第3回保安検査における指摘（気付き事項）を踏まえ、事業者の是正処置として、雨水対応会議において報告書を適切にチェックする観点から、同会議の構成員に対し、審議の対象が何かを明確に意識し審議するよう教育を実施したとしていたが、前述の散水試験計画書の不備に見られるように、チェック機能が、なお発揮されていない状況を確認したため、同会議におけるチェック機能を改善すること。	平成30年9月19日	散水試験の手順が作業要領書に反映されていないこと、雨水対応会議で審議内容が明確でなかったことが原因とされ、作業要領書に必要な情報を反映すること、雨水対応会議において審議前に会議で決定したいこと、決定するうえで何を確認するのかを明確にする是正処置を行ったことを「非常用電源建屋　恒久対策後の雨水浸入に対する追加対策について」等により確認した。また、雨水対応会議以外の会議においても審議内容を明確にするよう「再処理事業部会議体取扱要領」に反映したことを確認した。＜本件完了＞

平成30年度　第2四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社　再処理事業所再処理施設

作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
				なし		

平成30年度　第1四半期　指摘事項一覧（事業者の処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃（株）　濃縮・埋設事業所　廃棄物埋設施設　　作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年6月11日	服部 佐藤 本間 田中 上野 山中 石井	各職位	平成30年度第1回保安検査において、以下の指摘を行った。 ①事業者対応方針等の履行の実施状況 ・対応方針4の活動について 　安全・品質本部により選定された根本原因分析チームは、対応方針3を策定する原因となった、JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でなかったことを対象に根本原因分析を実施すべきところ、対応方針3に基づき実施した対策が機能しなかったことに対して分析を行っていたことから、安全・品質本部は、事業者対応方針に基づく分析対象に対して根本原因分析を実施すること。 　また、安全・品質改革委員会は、報告書の内容についてコメントしているものの、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して認識がなかったことから、目的に沿って適切な審議が行えるよう、必要な改善を図ること。 （各施設共通事項）	平成30年9月19日	平成30年度第2回保安検査において、安全・品質改革委員会は、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して、根本原因分析を実施することとなった経緯を明確にせず、分析の中身と結果に対する議論に時間をかけていたことが主な原因であり、今後、安全・品質改革委員会での議論の冒頭に論点を確認（実施することに至った背景・経緯も確認）する運用としたこと、安全・品質改革委員会の事務局である経営企画本部企画部は安全・品質改革委員会資料に「背景、経緯」、「論点、目的」が明記されていることを確認する旨、「安全・品質改革促進グループ　運営マニュアル」を改正したことを議事録等により確認した。＜本件完了＞
2	平成30年6月11日	服部 佐藤 本間 田中 上野 山中 石井	各職位	平成30年度第1回保安検査において、以下の指摘を行った。 ②均質・均一固化体に係る一時保管状況について 　今回の検査において、埋設計画策定時の受入れ計画等の作成手順について、文書等を確認したところ、年度初めに、電力事業者より、今後3年間に埋設を希望する廃棄体数が、廃棄体の種類毎（均質・均一固化体及び充填固化体）に提示され、受け入れの前年度に埋設計画グループが受入れ計画を作成し、埋設事業部長が承認することとなっていることを受入れ計画作成手順書等により確認した。 　このように、廃棄体受入れの約3年前に受入れ情報が入手可能であることを考慮すると、受入れ計画の策定段階において、廃棄体搬入時期、廃棄体本数を集約する等、改善の余地が認められることから、今後、一時保管が長期間とならないように適切な措置を採ることを「気付き事項」として指摘した。	平成30年9月19日	平成30年度第2回保安検査において、均質・均一固化体に係る一時保管の長期化を解消するために、電力事業者と協議し、平成30年度の受入計画を変更し、早期に埋設地に定置すること及び平成31年度の受入計画において、埋設地の区画における定置単位本数で発電所から均質・均一固化体を受け入れること等について合意したことを確認した。＜本件完了＞

平成30年度　第2四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃（株）　濃縮・埋設事業所　廃棄物埋設施設

作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
				なし		

平成30年度　第1四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃（株）　再処理事業所　廃棄物管理施設　　作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年6月11日	服部 佐藤 山中 上野 本間 石井 田中	各職位	平成30年度第1回保安検査において、以下の指摘を行った。 ①事業者対応方針等の履行の実施状況 ・対応方針4の活動について 　安全・品質本部により選定された根本原因分析チームは、対応方針3を策定する原因となった、JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開が十分でなかったことを対象に根本原因分析を実施すべきところ、対応方針3に基づき実施した対策が機能しなかったことに対して分析を行っていたことから、安全・品質本部は、事業者対応方針に基づく分析対象に対して根本原因分析を実施すること。 　また、安全・品質改革委員会は、報告書の内容についてコメントしているものの、対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析を実施していないことに対して認識がなかったことから、目的に沿って適切な審議が行えるよう、必要な改善を図ること。 （各施設共通事項）	平成30年9月19日	平成30年度第1回保安検査での「対応方針3を策定する原因となった問題点に対する根本原因分析ができていない」との指摘及び安全・品質改革委員会での「背後要因の深掘りが不十分なため、もっと詳細に分析すること」という意見を踏まえ、根本原因分析チームは対応方針3の安全・品質本部に関する根本原因分析を再度実施したことを確認した。さらに安全・品質改革委員会の事務局は、安全・品質改革委員会の運営マニュアルを改正し、安全・品質改革委員会での審議項目について、議論の冒頭に論点を確認する運用としたことを確認した。＜本件完了＞
				・対応方針3の活動について 　再処理事業部は、事業者対応方針に基づく特別な体制において、作業者の被災を想定していなかったこと自体の原因の特定、再発防止策をとらずに調査項目を抽出したこと、全社水平展開委員会から「火災・爆発等を考慮することが必要な物質はないか確認すること。」とのコメントを受け、かつ、全社監視チームから「現場を所管する施設課の確認をとること。」の提言を受け、施設課から「火災・爆発事故等の二次災害を想定しておくべきではないか」との意見を受けていたにも関わらず、特別な体制下において、調査を不要と判断をしたことにより調査範囲を限定的にしたこと等、不適切な事例が確認された。これらを踏まえ、再度、再処理事業部は、特別な体制下での活動を振り返り、特別な体制下のあるべき姿とのギャップを埋めるための改善を行うこと。 （再処理施設及び廃棄物管理施設共通事項）	平成30年9月19日	リスク抽出に係る業務の計画が不明確であったこと、特別な体制において技術的に取りまとめる部門が不足していたこと等を原因とし、リスク抽出の業務の計画を明確に定めること、技術的に取りまとめる部署を定めること等を対策として策定したこと、また、事業部幹部が出席する事業者対応方針の進捗を確認するフォローアップ会議で、実施状況を確認していくことを「フォローアップ会議　議事録」等により確認した。＜本件完了＞

平成30年度　第2四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃（株）　再処理事業所　廃棄物管理施設

作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
				なし		

平成30年度　第2四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター

作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
				なし		